

指定通所介護事業所 }
指定通所リハビリテーション事業所 } 管理者 殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課

**通所介護等における感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が
一定以上生じている場合の評価に係る届出について**

日頃より、高齢者福祉の推進に御協力いただきありがとうございます。

通所介護及び通所リハビリテーションにおいて、感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、臨時的な利用者数の減少による利用者一人当たりの経費の増加に対応するための加算（以下「3%加算」という。）や、事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例が設けられており、当該3%加算等に係る基本的な考え方や事務処理手順については、令和3年3月16日付老認発0316第4号・老老発0316第3号「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」において示されているところですが、**3%加算に係る届出に当たって御留意いただきたい事項**について、以下のとおり整理しましたので、御確認のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1 3%加算を3月間算定した後に加算算定の延長を希望する場合

3%加算は利用延人員数の減少が一定以上生じている場合に、3月間を限度として算定することが可能ですが、加算算定終了月の前月の利用延人員数が引き続き一定以上減少している場合、**加算算定終了月の15日まで（必着）に延長の届出**を行うことで、当該延長の届出の翌月から3月間、引き続き算定することが可能です。

《提出書類：感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式》

※届出様式の（3）において延長月の算定可否を御確認の上、（4）に延長を求める理由を記入してください。

※延長の届出に当たっては加算様式6-1（通所介護）又は7-1（通所リハ）は不要です。

※なお、新規に3%加算の算定を希望する場合は、従前どおり届出様式に加えて加算様式6-1又は7-1が必要です。（ただし、一度算定した際とは別の感染症等の事由がある場合を除き、再度の算定はできません。）

2 3%加算の算定を取り下げる場合（3月間算定した後に算定を取り下げる場合を含む。）

1に該当しない場合（利用延人員数の減少が一定以上生じていない場合）、**加算算定終了月の15日まで（必着）に加算の取下げの届出を必ず**行ってください。

《提出書類：介護給付費算定に係る体制等に関する届出書》 加算様式6-1又は7-1

※3%加算に係る加算区分を「1 なし」に変更してください。

3 書類提出先

公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 事業者指定室
〒163-0718 東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階

（参考：届出のイメージ）

令和〇年2月：利用延人員数の減少

3月：3%加算算定の届出

4月：4月サービス分から3%加算算定開始

（3・4月の利用延人員数が引き続き一定以上減少している場合、5・6月サービス分も算定可）

6月：6月サービス分をもって3%加算算定終了

⇒5月の利用延人員数が引き続き一定以上減少している場合・・・**延長の届出**

⇒5月の利用延人員数が一定以上減少していない場合・・・**取下げの届出**

いずれも
6/15

7月：延長の届出を行った場合、7月サービス分も引き続き3%加算算定

（6・7月の利用延人員数が引き続き一定以上減少している場合、8・9月サービス分も算定可）

（問合せ）東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者担当
電話：03-5320-4593（直通）